



平成 20 年 3 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社バーテックス スタンダード
代表者名 代表取締役社長 長谷川 淳
(JASDAQ・コード：6821)
問合せ先 取締役 根岸 良直
TEL： (03) 5725-6112

定款一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 5 日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付株式の全部の取得について、平成 20 年 3 月 21 日開催の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

I. 定款の一部変更の件

第 1. 定款の一部変更の件その 1

1. 変更の理由

(1) 平成 20 年 1 月 16 日付当社プレスリリース「親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げましたとおり、米国デラウェア州法人であるモトローラ・インク（以下「モトローラ」といいます。）の子会社である株式会社MI（以下「MI」といいます。）は、平成 19 年 11 月 6 日から平成 20 年 1 月 15 日まで当社の普通株式および新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 20 年 1 月 22 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式 5,441,143 株を保有するに至っております。なお、MI 社保有の当社普通株式に係る議決権の数は、平成 19 年 9 月 30 日現在における総株主の議決権の数 67,543 個の 80.56%であります。

平成 19 年 11 月 5 日付当社プレスリリース「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてご説明申し上げましたとおり、モトローラおよび当社普通株式 1,391,940 株（平成 20 年 1 月 23 日現在）を保有する東幸技研株式会社（以下「東幸技研」といいます。）とのジョイントベンチャーによって、当社としては、モトローラのグローバル販売ネットワークと優れたマーケティング

力、そして先端技術開発力に、当社の強みであります商品開発能力と日本国内販売ネットワークを融合させることによって当社従業員に、より大きな活躍の場を提供するとともに、当社におきましてより大きな成長の機会を得ることができると判断いたしました。

モトローラおよび東幸技研は、本公開買付けに係る公開買付け届出書等において表明しているとおり、M I および東幸技研にて、当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

そして、当社といたしましても、モトローラおよび東幸技研とのジョイントベンチャーならびに当社事業とモトローラのエンタープライズ・モビリティ・ソリューション事業との間での統合による事業強化を最大限に実現するため、変化する市場環境に柔軟に対応して、経営資源を効率よく配分しうる体制を整えることを目的として、当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）をM I および東幸技研に保有させることを決定しました。

具体的には、当社は、以下の方法により、当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）をM I および東幸技研に保有させることといたしました（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付します。全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。なお、全部取得条項の内容としては、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A 種種類株式0.00000719株を交付する旨を定めるものといたします。
- ③ 会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の当社定款の規定に基づき、株主総会の決議によって、株主様（当社を除きます。）から当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A 種種類株式0.00000719株を交付します。

- (2) 定款の一部変更の件その1は、本定款一部変更等のうち①を実施するものがあります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社を会社法の規定する種類株式発行

会社に変更するため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容の A 種種類株式を設けることとしております。

会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の決議によって当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得した場合、M I および東幸技研以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。

かかる A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て M I に売却することを予定しており、売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。この場合の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に 2,214 円（M I が当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。しかし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(3) 定款の一部変更の件その 1 は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

(4) また、定款第 9 条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100 株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであるため、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

なお、定款の一部変更の件その 1 に係る定款変更は、平成 20 年 3 月 21 日開催予定の臨時株主総会において定款の一部変更の件その 1 が承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1,800 万株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は 100 株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1,791 万 7,000 株</u>とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は <u>1,790 万 7,000 株</u>、A種種類株式の発行可能種類株式総数は <u>1 万株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>全ての種類の株式</u>に係る株券を発行する。</p> <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p>第7条の2 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主</u>（以下「<u>A種株主</u>」という。）または<u>A種種類株式の登録株式質権者</u>（以下「<u>A種登録株式質権者</u>」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「<u>普通株主</u>」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「<u>普通登録株式質権者</u>」という。）に先だち、<u>A種種類株式 1 株につき 1 円</u>（以下「<u>A種優先分配額</u>」という。）を支払う。<u>A種株主およびA種登録株式質権者に対してA種優先分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の普通株式の単元株式数は <u>100 株</u>とし、<u>A種種類株式の単元株式数は 1 株</u>とする。</p>

<p>2 (省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 20 条の 2 第 14 条 (株主総会の招集)、</u> <u>第 16 条 (株主総会の招集権者および議長)、</u> <u>第 17 条 (株主総会参考書類等のインター</u> <u>ネット開示とみなし提供)、第 19 条 (議決</u> <u>権の代理行使) および第 20 条 (株主総会</u> <u>の議事録) の規定は種類株主総会にこれを</u> <u>準用する。</u></p>
----------------------------	--

第 2 定款一部変更の件その 2

1. 変更の理由

定款の一部変更の件その 1 にかかる変更の理由においてご説明申し上げておりますとおり、本定款一部変更等のうち②として、定款の一部変更の件その 1 に係る変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第 7 条の 3 を新設するものであります。定款一部変更の件その 2 が承認され、定款一部変更の件その 2 に係る定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、後記全部取得条項付普通株式の取得の件が承認可決された場合、当社は株主様（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得しますが、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得対価は、定款一部変更の件その 1 により設けられる A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき株主様に交付する A 種種類株式の数は、M I および東幸技研以外の各株主様に対して当社が割り当てる A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、0.00000719 株としております。

なお、定款一部変更の件その 2 に係る定款変更の効力発生日は、平成 20 年 4 月 26 日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、定款一部変更の件その 1 に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、定款一部変更の件その 2 に係る定款変更の効力発生は、平成 20 年 3 月 21 日開催予定の臨時株主総会において定款一部変更の件その 1 につき原案通りご承認が得られること、ならびに同臨時株主総会および同日開催予定の普通株主様による種類株主総会においてそれぞれ定款の一部変更の件その 2 につき原案通りご承認が得られることを条件といたします。

(下線は変更部分であります。)

定款の一部変更の件その1に係る 変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第7条の3 当社が発行する普通株式</u> <u>は、当社が株主総会の決議によってその</u> <u>全部を取得できるものとする。当社が普</u> <u>通株式の全部を取得する場合には、普通株</u> <u>式の取得と引換えに、普通株式1株につ</u> <u>き、A種種類株式を0.00000719株の割合を</u> <u>もって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件その1に関してご説明申し上げますとおり、当社は、モトローラおよび東幸技研とのジョイントベンチャーならびに当社事業とモトローラのエンタープライズ・モビリティ・ソリューション事業との間での統合による事業強化を最大限に実現するため、変化する市場環境に柔軟に対応して、経営資源を効率よく配分しうる体制を整えることを目的として、当社の発行済全株式（自己株式を除きます。）をMIおよび東幸技研に保有させることを決定しました。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、定款一部変更の件その1においてご説明申し上げますとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条ならびに定款一部変更の件その1および定款一部変更の件その2による変更後の当社定款の規定に基づき、株主総会の決議によって、当社が株主様（当社を除きます。）から全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を交付するものであります。

定款一部変更の件その2に係る変更後の当社定款の規定に基づき、上記の取得対価は、定款一部変更の件その1により設けられたA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき交付されるA種種類株式の数は0.00000719株としております。この結果、MIおよび東幸技研以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得の件が承認された場合に、かかる株主様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式については、会社法第234条第2項に基づき、裁判所の許可を得てM Iに売却することを予定しており、売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に2,214円（M Iが当社普通株式に対して本公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。しかし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条ならびに定款一部変更の件その1および定款一部変更の件その2による変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記(2)において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載または記録された全部取得条項付普通株式の株主様（当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.00000719株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成20年4月26日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件その2に定める定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止

本定款一部変更等の結果、当社普通株式に係る株券は、株式会社ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式に係る株券は平成20年3月22日から平成20年4月21日までの間、整理ポストに割当てられた後、平成20年4月22日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式に係る株券を株式会社ジャスダック証券取引所において取引すること

はできません。

III. 本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）

本定款一部変更等に関する日程の概略（予定）は以下のとおりです。

- | | |
|--|---------------|
| ① 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集に関する取締役会 | 平成20年3月5日(水) |
| ② 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催 | 平成20年3月21日(金) |
| ③ 整理ポストへの割当て | 平成20年3月22日(土) |
| ④ 株券提出手続きの開始日 | 平成20年3月24日(月) |
| ⑤ 当社普通株式にかかる株券の売買最終日 | 平成20年4月21日(月) |
| ⑥ 当社普通株式にかかる株券の上場廃止日 | 平成20年4月22日(火) |
| ⑦ 当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の基準日 | 平成20年4月25日(金) |
| ⑧ 株券提出の期限 | 平成20年4月26日(土) |
| ⑨ 定款一部変更の件その2に係る定款変更の効力発生日 | 平成20年4月26日(土) |
| ⑩ 当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日 | 平成20年4月26日(土) |

以 上